

皆野・長瀬ロータリークラブ

週報

◇例会日 第1・第2木曜日 12:30~13:30 第3・第4木曜日のいずれか 18:30~
 ◇例会場 長瀬レクリエーションホテル 養浩亭
 ◇事務所 〒369-1305 秩父郡長瀬町長瀬1446 養浩亭内
 Tel:0494-66-4134 / Fax:0494-66-4134
 e-mail:minanaga@chichibu.ne.jp



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

第1580回例会 令和4年5月19日(木)

【会長の時間】

高田 富康

皆さん、こんにちは。今日はこの後には自由討議にさせていただきます。

外部卓話については藤崎惣兵衛商店に行って、来月の2日から9日に卓話をお願いしたところ、藤崎さんは以前寄居ロータリークラブに入っていたようで、社長と話をしてみますという事になりました。

生活の中でいろいろな事があります。女房の実家が本庄にあります。気になっていたのですが、家は結婚以前に建っていました。その家に入る道を借りていました。裏の家の広い土地の一部です。現在広い駐車場になっています。その端に女房の実家があります。買ってもしないし、借りてもしないという事で気になっていました。その女房の実家では母親と妹が介護施設に入ってしまい、空き家になっています。

現状がどうかと法務局に行って調べたところ、道路部分が文筆してありました。持ち主は駐車場の持ち主です。家の書類を調べたところ、昭和50年頃の契約書がありました。内容は永久に貸すとありました。更に固定資産税は貸主が払うという事でした。契約者は女房の親父なのでいない。地主の方もいない。相続した人も亡くなっています。現在相続して亡くなった人の名前になっています。その書類が生きているかどうか不安でしたので女房と話をし、法律の専門家の所に行く予定になっています。

借地で家が建っていると、買う場合は安くなります。私も家を貸していますが、1軒売りましたが、半値以下でした。書類を見つけて、本当に驚きました。親戚の誰かを住ませて、住所だけ置いて、続いているという証拠を残そうかなとも思っていました。近所の人のお話ですが、その土地を本庄市に寄付するのではないかという話もありました。近所に親戚がいて、家の風通しもしてもらってます。書類も出てきてという事で、良かったと思っています。

不動産、預貯金もそうですが、先の事を考えておかないと相続で身内でけんかになる事も多いので、遺言をすとかしておいた方がいいと思います。

親戚の亡くなった96才の方ですが、初婚でなかったため、アパートはある、土地はあると



いう事で採めるのが分かっていたので、公証人役場に行って遺言を書いてもらい、立ち会いは私にしました。子どもは一人娘で、お嫁に行ってしまうと。土地とアパートがあって、困ったなという事です。

土地、金融資産の行く末を考えておかないと後々大変だと思います。お金で兄弟喧嘩したり、親戚で揉めたりすると、つまらない話になりますので、きちんとした方法を取っておいた方がいいと思います。

保険についても保険は自分の体に掛けて、保険金の受取人は何人でも良いので、長男には何パーセントといったように分けて掛けておいた方がいいと思います。保険会社は受取人に直接振込みますので、保険についてもきちんとしておく事が出来ます。

畝 徳治

【幹事報告】

1. 地区事務所より
 - ①次年度に向けてのご意見のお願い
 - ②2022年規定審議会報告
 - ③地区・研修協議会 YouTube 配信について
2. 熊谷南ロータリークラブより例会場移転のお知らせ
3. 米山記念奨学会よりハイライトよねやま



次年度について自由討議

高田 富康会長

地区事務所より「次年度に向けてご意見のお願い」が届きましたので、皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願い致します。

出席率

免除以外の会員	出席免除会員	出席	メイク	出席率
10	0	4	0	40.0%

